## 厚生常任委員会

令和5年2月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

#### 1. 出席委員

 ②井上
 卓也
 ○奥村
 容子
 中川
 靖広

 嶋田
 善行
 横田
 敏文
 濱
 眞理子

 伴
 議
 長

#### 2. 理事者出席者

町 長 中西和夫 副 町 長 加藤惠三 総務部長 西巻 昭男 住民生活部長 栗本 公生 住民生活部次長 北 典子 福祉課長 中原 潤 同課長補佐 細川 友希 子育て支援課長 中尾 歩美 同課長補佐 上山 泰史 健康対策課長補佐 中野 孝子 国保医療課長 猪川 恭弘 環境対策課長 東浦 寿也 同課長補佐 峯川 敏明 住 民 課 長 関口 修 同課長補佐 小澤香代子

#### 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

#### 4. 審查事項

別紙のとおり

開会(午前9時00分)

署名委員 嶋田委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、 本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。中西町長。

町長

( 町長挨拶 )

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、嶋田委員、横田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。 初めに、1. 継続審査を議題とします。

(1)環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

可燃ごみをはじめとする廃棄物・資源物の処理にかかります伊賀市との事前協議についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物を当該市町村以外の場所で処分をする場合、処分する先の市町村に対し、処分する廃棄物の種類、量、処分の方法などを通知しなければならないと規定をされております。また、三重県伊賀市では独自の規定として、伊賀市環境保全負担金条例を制定されており、当該条例第3条では一般廃棄物搬入の承認条件として、一般廃棄物を自らの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合と定められております。本町では、搬入理由といたしまして、奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する合同勉強会に参加し、広域処理に向けたとりくみを検討しており、広域処理施設稼働開始時期までの間について、搬入を

認めていただけるよう協議をしていたところでありますが、奈良市と進めてまいりました勉強会につきまして、令和4年8月に離脱をいたしましたことから、今後、伊賀市への搬入承認をいただくためには、新たな自区内処理に向けたとりくみが求められているところであります。

このことから、令和5年度の廃棄物、資源物の伊賀市民間業者での処分に際し、2月3日に開催をされました事前ヒアリングのため伊賀市へまいりまして、勉強会離脱の経緯や今後の自区内処理に向けたとりくみについては、早期にその方向性をお示しできるよう努めてまいりたいという説明をし、2月8日に開催をされました伊賀市搬入自治体審査会において、令和5年度における当町からの一般廃棄物の搬入について承認をいただいたところであります。

今後も引き続き、自区内処理に向けたとりくみを進め、議会ともご相談をさせていただく中で、早期に方向性を決定してまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関する ことにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支 援課長 それでは、各課報告事項(1)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備についてご報告をさせていただきます。

令和6年4月の開園に向けて準備を進めております、斑鳩町公私連携幼保連 携型認定こども園の整備につきまして、運営事業者であります社会福祉法人檸 檬会と具体的な整備計画等につきまして協議を進めておりますが、現時点にお きまして協議が整いました内容につきましてご報告をさせていただきます。

なお、本事業につきましては、子育て支援課と教育委員会事務局総務課におきまして協働して事業を進めており、総務常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。ひとつ目に施設の概要でございます。

(1)設置運営法人は、社会福祉法人檸檬会。(2)開園予定は、令和6年4 月1日。(3)名称は、レイモンド斑鳩こども園でございます。(4)施設建 設地でございますが、新園舎を斑鳩西幼稚園の現在の園庭部分に。新園庭を斑 鳩西小学校運動場の一部に整備してまいります。当初、認定こども園の園舎 は、斑鳩西小学校運動場の一部に整備し、斑鳩西幼稚園の現在の園庭を、認定 こども園の園庭として利用する計画でありましたが、設計の見直し等、法人と の協議を進める中で、新園舎と新園庭の整備場所を入れ替えたほうが、施設整 備期間中の斑鳩西幼稚園の運営、また、開園後の認定こども園の運営、双方に とって利点が多いことから、整備場所を変更しております。次に、(5)建物 構造でございますが、木造平屋建て、一部2階建てでございます。資料の2ペ ージ目には、施設全体のイメージパースを掲載しております。次に、(6)定 員でございますが、幼稚園部分が45人、保育所部分が105人、合計150 人でございます。(7)開園日は、祝日と年末年始を除く、平日、土曜日でご ざいます。(8)教育・保育時間でございますが、認定こども園の最大開園時 間は、町立保育所と同じく、午前7時30分から午後8時まででございます。 1号認定、いわゆる幼稚園部分の教育時間は、午前9時から午後3時。令和6 年度のみ、移行措置として、現在の町立幼稚園と同じく、午前8時30分から 園児の受け入れを行います。2号・3号認定、いわゆる保育園部分につきまし ては、保育標準時間が午前7時30分から午後6時30分、保育短時間が午前 8時30分から午後4時30分でございます。(9)その他といたしまして、 自園調理の給食提供。地域の未就園児や保護者を対象とした、地域子育て支援 事業、一時預かりなどが予定をされています。

なお、今回の認定こども園整備に伴いまして、現在、斑鳩西幼稚園の年少ク ラスのお子さんは、令和6年度、年長クラスになったときに、レイモンド斑鳩 こども園へ移行することとなるため、昨年9月から本年1月までの間に、斑鳩 西幼稚園の保護者の皆様を対象に、合計3回の説明会を開催し、レイモンド斑 鳩こども園の整備概要や社会福祉法人檸檬会の紹介、また町立幼稚園との運営 内容の比較などについてご説明を行ってまいりました。

この中で、年少クラスの保護者の皆様からは、昨年度、令和3年10月に入園の申し込みをされておりまして、この入園申し込みを行った時点においては、認定こども園の運営法人も決定しておらず、具体的な運営内容についてご説明できていない状況であったこともあり、様々なご意見をいただいております。このことから、移行に伴う保護者の皆様の負担をできる限り軽減するため、令和6年度のみの特例措置として、先ほど、教育・保育時間のところでご説明させていただきましたとおり、1号認定、いわゆる幼稚園の受け入れ開始時間を町立幼稚園と同じく午前8時30分からとする対応、また、現在の年少クラスの世帯に対する町立幼稚園の給食費とレイモンド斑鳩こども園の給食費との差額補填を行ってまいります。さらに、本年4月以降、斑鳩西幼稚園の保育に定期的に参加し、教育課程や指導計画の引継ぎを行い、在園児の子どもたちの環境の変化に伴う負担をできる限り軽減できるよう、十分な配慮を行ってまいります。

次に、2. スケジュールでございます。まず、本年2月末までに、町におきまして斑鳩西小学校運動場の遊具の移設を行った後、今年度末から斑鳩西小学校運動場の一部に認定こども園の園庭を整備してまいります。その後、令和5年度にかけて施設整備が行われ、令和6年4月の開園を予定されております。また、本年4月からは、斑鳩西幼稚園における教育・保育内容につきまして、認定こども園に実際に従事される職員への引き継ぎを進めてまいります。

新園児の募集につきましては、1号認定のみ、令和5年8月から9月頃に檸檬会が実施され、2・3号認定につきましては、保育所と同時期の10月に町が実施する予定となっております。

なお、斑鳩西幼稚園の現園舎につきましては、認定こども園開園後に町で解体いたしまして、駐車場として整備を行い、認定こども園の送迎用駐車場として活用してまいります。今後におきましても、保護者の皆様のご意見を伺いな

がら、令和6年4月開園に向け、法人と連携し、より良い施設整備、運営に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 中川委員。

中川委員

幼稚園の部分は教育委員会が担当になるのかな。ここで質問してもええの。

委員長

中尾子育て支援課長。

子育て支

私でお答えできる範囲であれば、お答えさせていただきます。

援課長

中川委員

今の西幼稚園の園児の定員は何名ですか。

子育て支

160名になっております。

援課長

中川委員

今度、認定こども園の幼稚園の定員が45名って、それは保護者にとって入りたいけど入れないというような支障は出てけえへんの。

子育て支 援課長 現在、斑鳩西幼稚園、定員は160名ですけれども、園児数が40名以下がずっと続いておりまして45名の定員枠で十分対応できると考えております。

中川委員

それと斑鳩幼稚園、東幼稚園は今の説明聞いてたら8時半からか、今も7年 度以降も。そうしたら西だけ令和6年度は8時半からいうことやけど、7年度 から9時になったら、同じ町内で8時半、8時半、9時というのは公平性に欠 けるように思うねんけども、同じ8時半からなんでしてもらわれへんねやろ。

子育て支

当初、こちらの募集要項でも幼稚園につきましては、教育時間といいまし

援課長

て、保育・教育をする時間というのは、9時から2時半までというふうになっています、今の町立幼稚園につきましても。8時半から9時というのは登園してよい時間帯ですよということなので、9時から始まりますので、8時半から9時までの間に登園してくださいということになっておりまして、教育・保育をする時間については9時から2時半、レイモンドの場合は9時から3時までしていただけるということになっております。こちらも8時半から登園可能時間というのは設けてほしいということで、交渉もさせていただいたんですけれども、やはり民間の保育園ということもありまして、その間30分であっても保育士等を配置しなければならないということもありまして、令和6年度、移行期間ということで8時半から受け入れをしていただけるということで調整をしております。また、どうしてもお仕事などの都合で8時半から受け入れをしてほしいということでありましたら、認定こども園ですので、保育の認定というのを取っていただくことで8時半から利用していただくこともできますので、必ず9時からじゃないと利用できないというのは、幼稚園の1号認定を利用される方だけになります。

委員長

ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員

移行の時に、先ほど例に挙げれられたのが、給食費の差額ということですけれども、例えば制服のようなものであったりとか、持ち物であったりとか、そういったものというのは、今の町立のほうと比べて負担が増えるのではないかなと思うんですけれども、移行期間が終わればそこのこども園に入りたいという人は、それを受け入れて支払いをしなければならないとか、負担になるというのは、その辺ちょっと教えてください。

委員長

中尾子育て支援課長。

子育て支 援課長 レイモンド斑鳩こども園につきましては、制服、また通園かばんの指定はご ざいませんので、そちらにつきましては、今の町立幼稚園に通われている方よ りも負担のほうはかなり少なくなると思われます。給食費につきましては若干 高い設定となっておりますので、今年度ご説明をできていなかった年少クラスの方のみ町のほうで補填させていただいて、その後入園される方につきましては既定の金額をお支払いいただくという形でお願いしたいと思っております。

委員長

ほかにございませんか。嶋田委員。

嶋田委員

新園庭ですね、西小学校の一部ということで、西小学校の東側のフェンス、 開閉できるようになっていて、車の出入りが一応今はやっていないけど、出入 りできるようにはなってますけど、その部分は入るんですか、新園庭の中に。

委員長

中尾子育て支援課長。

子育て支 援課長 その部分は新園庭に含まれることになっております。緊急時等にはその門に ついては使えるようにということで、檸檬会とも協議をしておりまして、その まま西小学校の運動場に入れるようにという形は取る予定をしております。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

次に、各課報告事項の(2)から(8)までは、令和5年第1回定例会提出 予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は 設けませんので、本会議上程後に質問してください。

それでは、(2)国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を 求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療

課長

それでは、(2)国民健康保険税の適正な税率等についてご報告申しあげます。去る12月22日及び2月9日に国民健康保険運営協議会を開催し、令和5年度以降の国民健康保険税のあり方について諮問しておりましたところ、答申をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。資料の2をご覧くだ

さい。答申の内容でございますが、「令和6年度における統一保険料水準 (率)の再推計について、奈良県により令和4年度において実施され、その統一保険料水準(率)が明らかになった。直近までの医療費実績を踏まえ令和6年度までの医療費の再推計が行われたが、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度での受診控えによる医療費の減少はあったものの、令和3年度には新型コロナウイルス感染症以前の水準を超える状況となっていることから、奈良県では見直しに際し、財政運営上のとりくみを強化することで保険料負担を抑制し、被保険者の負担軽減と市町村間の公平性の向上を図られたところではあるが、令和6年度の統一保険料水準(率)については、当初の水準から上昇が見られるものとなっている。こうした現下の医療費の状況や経済情勢等を鑑みると、令和5年度での引き上げについては、これまでの答申を踏まえ、被保険者への急激な負担増を求めることとならないよう、また、本特別会計の各区分での収支を見るなかで、令和6年度で統一保険料率となることを考慮し、改定を行うこととする。」というものでございます。

次に、裏面をご覧ください。令和5年度の税率改定でありますが、まず、基礎課税額の所得割額を100分の7.6から100分の7.62に、被保険者均等割額を2万6千円から26,800円にそれぞれ引き上げ、世帯別平等割額を27,500円から22,700円に引き下げるものであります。

次に、後期高齢者支援金等課税額は、所得割額を100分の2.6から100分の3.15に、被保険者均等割額を9,700円から10,900円に、世帯別平等割額を7,200円から8千円に、それぞれ引き上げるものであります。介護納付金課税額は、所得割額を100分の2.8から100分の3.17に、被保険者均等割額を15,300円から17,800円に、それぞれ引き上げるものであります。答申の考え方でございますが、国民健康保険事業費納付金には、基礎課税額いわゆる医療分と、後期支援金等分、介護分の三つの区分に分かれており、このそれぞれの納付金の額を見るなかで、それぞれ税率を検討していくことになります。

令和6年度での保険料率の統一にあたりまして、令和5年度と6年度の2か年での改定となってまいりますので、現行税率と統一税率との差のおおよそ半分ずつを改定することでの検討を進める中、県提示の納付金の仮算定額と本算

定額では差がございませんでしたが、本算定におきまして、各区分での給付額が見直されたことから、後期支援金等分で収支がマイナスとなったところであります。そのため、これまでの改正に伴います考え方を踏まえまして、ひとつに、医療分、後期支援等分、介護分、それぞれの収支においてマイナスにならないように設定すること、ひとつに被保険者の急激な負担増とならないよう、医療分の平等割額をさらに引き下げることで、被保険者の負担を考慮することとされ、現在提示されています令和6年度の統一保険税(料)水準の税率を見るなかで、先ほど申しあげました税率に、それぞれ改定を予定しているところでございます。町といたしましては、いただきました答申に基づきまして、保険税率改定に係る国民健康保険税条例の改正案を3月の町議会定例会に上程してまいりたいと考えております。

また、令和4年12月の委員会におきまして、奈良県の統一保険料率につきましては、来年2月に開催されます市町村長会議に諮られたのち、奈良県の国保運営方針の改定に進んでいきますと報告いたしておりましたが、当該市村長会議につきまして、去る2月10日に開催をされ、令和6年度からの統一保険料率につきましては、全市町村の承認が得られたところでございますので、あわせてご報告を申しあげます。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

#### 委員長

報告が終わりました。

次に、(3)子ども・妊婦インフルエンザ予防接種費用助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

### 住民生活 部次長

健康対策課より、子ども・妊婦インフルエンザ予防接種費用助成制度の創設 についてご報告させていただきます。

子どもや妊婦がかかると重症化しやすいインフルエンザへの対策として、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施してまいります。

はじめに、助成対象者及び助成回数についてでございます。(1)助成金の 交付を受けることができる者は、接種日において斑鳩町に住所を有する者であ って、次の①から④のいずれかに該当する者といたします。①生後6か月から 小学6年生に相当する年齢までの者の保護者、②中学3年生に相当する年齢 の者の保護者、③高校3年生に相当する年齢の者の保護者、④妊娠中の者、で 助成回数については、年齢により接種回数が異なることから、生後6か月から 小学6年生に相当する年齢までの者の保護者については2回、それ以外の者に ついては1回とします。(2)助成の対象となる予防接種は、予防接種を受け た日の属する年度の10月1日から翌年1月31日までに接種した予防接種と いたします。次に、助成金の額についてですが、予防接種に要した費用とし、 接種1回につき2千円を上限といたします。

次に、実施予定日につきましては、令和5年4月1日からといたします。

以上、子ども・妊婦インフルエンザ予防接種費用助成制度の創設についての ご報告とさせていただきます。

### 委員長 報告が終わりました。

次に、(4)がん患者医療用補整具購入費助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

## 住民生活 部次長

健康対策課より、がん患者医療用補整具購入費助成制度の創設についてご報告させていただきます。

がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、がん患者の治療並びに就労及び社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がんの治療に伴う外見の変化による悩みを抱えている者に対して、医療用補整具の購入に要する費用の一部を助成します。

はじめに、助成対象者についてですが、次の①から⑤のいずれにも該当する者といたします。①がんの治療を受けた者又は現に受けている者②がんの治療に伴う脱毛がある者又は手術により乳房を切除している者③助成金の交付申請日において、町内に住所を有する者④町税を滞納していない世帯に属する者⑤助成金の交付申請に係る補正具について、他の自治体等から同様の助成金を受けていない者。

次に、2、助成対象補整具については、2種類あり①頭髪補整具は医療用ウ

イッグ及びウイッグの装着に必要な頭皮保護用ネットとし、②乳房補整具は乳 房の補整パット又は人工乳房及びこれを固定する下着といたします。

次に、助成金の額については、助成対象経費の2分の1を乗じて得た額とし、補整具の種類ごとに2万円を限度といたします。次に、助成金の交付回数についてですが、助成対象者1人につき補整具の種類ごとに1回とします。

次に、実施予定日につきましては、令和5年4月1日からといたします。

以上、がん患者医療用補整具購入費助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

#### 委員長

報告が終わりました。

次に、(5)斑鳩町パートナーシップ宣誓制度の創設について、理事者の報告を求めます。 関口住民課長。

#### 住民課長

それでは、各課報告事項(5)斑鳩町パートナーシップ宣誓制度の創設につきまして住民課からご報告させていただきます。

それでは、資料5をご覧いただけますでしょうか。町民一人ひとりが価値観 や個性の違いを多様性として認め合い、互いに人権を尊重しあえる社会の実現 を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度を創設するもの であります。

まず、宣誓の対象者であります。宣誓する日において、次のすべての要件を満たしている者といたしております。①双方が民法に規定する成年に達していること。②住所について、ア 双方が町内に住所を有していること。イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に町内への転入を予定していること。ウ 双方が3か月以内に町内への転入を予定していることのいずれかに該当していること。③配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと④宣誓をしようとする者同士が民法に規定する婚姻することができないこととされている者でないこと。

次に、宣誓の方法についてであります。宣誓するものは、パートナーシップ 宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書に所定の事項を記入し、世 帯全員の住民票の写しと、戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書を添付して、提出 していただきます。

次に、資料の裏面でございます、証明書及び証明カードの交付についてでご ざいます。宣誓した者が宣誓の要件をすべて満たしていると認める場合は、当 該者に対しまして、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証 明カードを交付いたします。

最後に、施行期日につきまして、令和5年4月1日といたします。

なお、本要綱の制定に合わせまして、パートナーシップの宣誓を行った人が 町営住宅への入居が可能となりますよう、斑鳩町町営住宅条例施行規則につき まして、所要の事項を改正いたします。

以上、斑鳩町パートナーシップ宣誓制度の創設についてのご報告とさせてい ただきます。

#### 委員長

報告が終わりました。

次に、(6)子ども医療費助成制度の拡大について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

# 国保医療課長

それでは、(6)子ども医療費助成制度の拡大について、ご報告を申しあげます。資料6をお願いいたします。

子育て支援策の一環として実施している子ども医療費助成制度について、一層、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和5年4月から、その対象を現在の中学校卒業までから高等学校卒業までの年齢に拡大することとしています。実施の内容は、出生日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を助成対象とし、入院、通院の保険診療の自己負担を助成します。また、自動償還払いとし、令和5年4月診療分から助成を行うこととしております。これに係る事業費は年間約1,500万円を見込んでおり、町単独事業となっております。また、所得制限は設けず、一部負担金は徴収しないことといたしております。

スケジュールといたしましては、本年1月に、中学卒業後に転入などの理由 によりまして、これまで子ども医療費助成を受けておられない世帯に対して案 内を送付しております。そして、来月3月中旬には、対象なってまいります世 帯に対し、新しい有効期限の資格者証を送付する予定といたしております。 以上、子ども医療費助成制度の拡充についてのご報告とさせていただきま す。

委員長

報告が終わりました。

次に、(7) 町有施設における再生可能エネルギー等導入可能性調査について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、各課報告事項の(7)町有施設における再生可能エネルギー等導入可能性調査について、ご説明をさせていただきます。

資料7をご覧いただけますでしょうか。地球温暖化対策推進法第21条に基づき、令和4年9月に策定をいたしました斑鳩町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の計画推進、温室効果ガス削減目標の達成に向け、町有施設における効果的・効率的な太陽光発電等の再生可能エネルギー等導入を検討してまいりたいと考えており、当該導入可能性調査業務を実施するものでございます。

太陽光発電につきましては、従来の火力発電と比べまして、温室効果ガスを約95%削減可能であり、温室効果ガスの削減・地球温暖化対策に大きく寄与するものであり、今後、町有施設におきまして、施設の状況等に応じ、実現可能性や費用対効果なども含め、効果的・効率的な導入を検討してまいりたいと考えております。

まず、(1)業務実施の目的としましては、町有施設における効果的・効率的な再生可能エネルギー等の導入により、斑鳩町の事務事業における温室効果ガスの削減・地球温暖化対策の推進を図るとともに、斑鳩町の率先したとりくみにより、事業者や住民の自主的かつ積極的なとりくみを促進し、温室効果ガスの削減に資することを目的としております。次に、(2)業務の対象とする範囲といたしましては、再生可能エネルギー等の導入検討対象施設として、斑鳩町地球温暖化対策実行計画の対象施設であります37施設としております。

続いて、(3)業務の概要でございますが、まず、①対象施設の状況・基本 的事項の整理としましては、対象施設の基本情報の収集・整理、現地調査等を 実施し、考慮すべき地域特性、環境特性等、発電設備の導入検討に必要な情報

の整理を行いますとともに、導入の方針、効果・課題等を整理するものとしま す。次に、②町有施設における太陽光発電設備等の導入検討・可能性調査とい たしまして、①の調査をもとに、対象施設ごとに自家消費型の太陽光発電設備 等の導入の有用性を調査し、発電シミュレーションの実施、電力の使用実績と の比較検討による適正導入規模を示すとともに、費用対効果、懸案事項の検 証、蓄電池の導入の有用性等について提案を行うものとします。なお、施設の 状況等から、太陽光発電設備等の導入が困難な施設がある場合は、その理由を 明示するものとしております。次に、③導入対象施設における詳細の検討・計 画策定といたしまして、②の調査をもとに、町との協議の上、太陽光発電設備 等の導入対象施設の候補となる施設を選定し、詳細な発電シミュレーション等 の実施、具体的な内容検討、設備の導入方法、導入規模、概算事業費、図面・ 設計積算、維持管理費など、基本計画の策定、資料調製を行うものとします。 最後に、④再生可能エネルギー等導入による温室効果ガス削減効果の推計、そ の他提案といたしまして、太陽光発電設備、再生可能エネルギー等の導入によ る、今後の温室効果ガス削減量、削減効果を推計するとともに、その他、削減 目標達成に向け、状況に応じた提案等を行うものとしております。

次に、(4)業務期間としましては、後ほどご説明させていただきますが、 国庫補助事業の活用を予定しており、交付申請手続き等の関係もございますこ とから、令和5年6月頃から令和6年1月31日の予定としております。

続きまして、(5)補助事業等としまして、国・環境省の補助事業であります、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業、補助率4分の3でありますが、これを活用する予定としております。

最後に、(6)業務実施の日程としまして、令和5年4月に国庫補助申請等を行い、5月から6月頃に国庫補助内定、業者選定等を行い、契約・業務発注し、今後の設備導入に向けた予算計上の関係から、令和5年10月頃には、先ほど申しました①から③の業務、導入検討、可能性調査や概算事業費算出、基本計画作成などの業務を完了させてまいりたいと考えており、全ての業務を令和6年1月末には完了し、2月以降、国庫補助実績報告、補助金請求等の事務手続きを進めてまいりたいと考えております。そして、本調査業務の結果に基づき、令和6年度以降、各施設におきまして、設備の導入に向けた検討を進め

てまいりたいと考えております。

以上、町有施設における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務の実施についてのご報告とさせていただきます。

#### 委員長

報告が終わりました。

次に、(8)町公共施設等照明設備のLED化について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

## 環境対策 課長

それでは、各課報告事項の(8)町公共施設等照明設備のLED化について ご説明をさせていただきます。資料8をご覧いただけますでしょうか。

現在、町公共施設の照明として使用しております、蛍光灯、水銀灯につきましては、2015年に施行された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づく規制や、2030年までに家庭やオフィス、工場などすべての照明器具をLEDや有機ELにするという国の目標などもあり、メーカー各社が生産終了を発表しておるところでございます。

また、斑鳩町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定に伴い、温室効果ガスの削減、目標達成に向けたとりくみを推進することとしており、そのひとつとして照明のLED化を掲げております。照明のLED化によりまして、通常の蛍光灯と比べて、温室効果ガスが約60%削減可能とされており、また、器具の交換、耐用年数につきましても、通常の蛍光灯で約3年のところ、LED照明では10年以上とされておるところでございます。

こうした状況から、今後、町公共施設等照明のLED化を計画的に推進して まいりたいと考えております。

それでは、まず、(1)対象施設でございますが、町公共施設といたしまして、斑鳩町地球温暖化対策実行計画の対象施設、計37施設としております。

次に、(2)実施計画としましては、令和5年度におきまして、避難所施設のLED化として、各小・中学校(体育館)、幼稚園、保育園、中央体育館、各公民館、ふれあい交流センターいきいきの里、いかるがホール、そして、避難所以外の施設といたしまして、役場庁舎、法隆寺駅自由通路等、町内公園、健民運動場、テニスコートとしております。

続いて、(3)実施概要としましては、既存照明設備の、蛍光灯、水銀灯、 ダウンライト等のLED化を実施してまいります。

最後に、(4)地方債の活用等としまして、施設の状況等により、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置70%、脱炭素化推進事業債、充当率90%、交付税措置約44%を活用してまいりたいというふうに考えております。

以上、町公共施設等照明設備のLED化についてのご報告とさせていただきます。

#### 委員長

報告が終わりました。

ほかに、理事者側から報告しておくことはございませんか。

猪川国保医療課長。

## 国保医療課長

国民健康保険事業の出産一時金の引き上げについて、口頭によりご報告を申しあげたいと思います。

昨年、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、出産育児一時金の支 給額について、令和5年4月から全国で一律に50万円に引き上げるべきとさ れたことに伴いまして、令和5年2月1日に健康保険法施行令が改正されまし て、現行、基本額が40万8千円のところを48万8千円に引き上げられ、産 科医療補償制度の加算額と合わせまして50万円とされることに伴いまして、 斑鳩町国民健康保険事業につきましても、同様の措置を講じるために、令和5年3月議会におきまして、斑鳩町国民健康保険条例の一部改正を上程してまい りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

#### 委員長

報告が終わりましたが、この案件も、令和5年第1回定例会提出予定案件に 関連する報告事項ですので、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、 本会議上程後に質問してください。

これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。 以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。 なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき たいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

( 午前9時46分 閉会 )